



お問合せ先 長南町役場

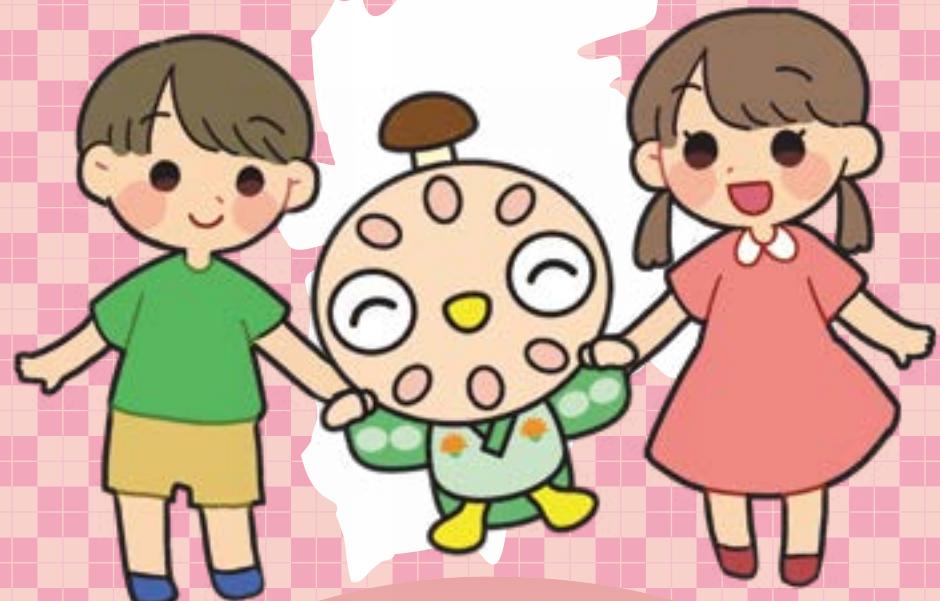
☎0475-46-2111(代表)

<http://www.town.chonan.jp/>

作成：2020年3月

# 2020 子育て ガイドブック

ひとりじゃないよ みんなで育てる  
未来に輝く 長南っ子



長南町

# 目次



- ①妊娠・出産時の手続きなどについて
- ②子どもの健診・予防接種について
- ③幼児教育・保育の無償化について
- ④保育所の概要
- ⑤保育を必要とする事由について
- ⑥放課後児童クラブについて
- ⑦小・中学校の概要
- ⑧各種手当・助成・相談について
- ⑨障がいのある子どもの支援について

## 主なお問合せ窓口一覧



問合せ内容	問合せ先	連絡先
出生届や住民登録、戸籍のこと	税務住民課	電話：0475-46-2118
児童手当のこと		
保育所のこと		
学童保育のこと	福祉課	電話：0475-46-2116
ひとり親家族に関すること		
障がいに関すること		
子ども医療費のこと		
予防接種のこと	健康保険課	電話：0475-46-3392
乳幼児診断のこと		
小・中学校のこと	学校教育課	電話：0475-46-3398

長南町役場  
〒297-0192  
千葉県長生郡長南町長南2110番地  
電話：0475-46-2111 FAX：0475-46-1214  
開庁時間：月曜～金曜 8時30分～17時15分（祝日、年末年始を除く）

# 1

## 妊娠・出産時の手続きなどについて

### ■役場での手続き

#### ●出生届

(問合せ) 税務住民課

子どもが生まれた日を1日目と数えて14日以内に、市町村役場の戸籍担当課（長南町の場合は税務住民課）に届け出をしてください。

#### 必要なもの

出生届（出生証明欄に医師又は助産師が証明したもの）  
届出人の印鑑、母子健康手帳

#### ●国民健康保険の加入手続き

(問合せ) 健康保険課

子どもが長南町の国民健康保険に加入する場合は、加入手続きを行ってください。原則として、出生届と同時の手続きになります。

#### 必要なもの

父母いずれかの国民健康保険証、印鑑、申請者の本人確認書類  
※保護者が会社の健康保険などに加入していて、子どもがそちらの保険の被扶養者となる場合は、勤務先にお問合せください。

#### ●出生通知書（はがき）の提出

(問合せ) 健康保険課

母子健康手帳別冊に添付してある出生通知書を健康保険課に提出してください。  
直接提出ができない場合は、切手を貼って郵送してください。

#### 必要なもの

出生届（出生証明欄に医師又は助産師が証明したもの）  
届出人の印鑑、母子健康手帳

#### ●出産育児一時金

(問合せ) 健康保険課

国民健康保険の加入者が出産した場合は、その世帯主からの申請により出産育児一時金を支給します。申請は分娩機関で行い、出産育児一時金は国民健康保険から分娩機関へ直接支払います。

#### ●妊婦健康診査

(問合せ) 健康保険課

妊娠中の健康状態を確認する妊婦健康診査は、出産までに14回程度受診するのが望ましいとされています。妊娠は病気ではないため、健康保険は適用されませんが、経済的な負担を軽くするため、健診費用の助成を行っています。産後、お母さんの体調の悪さや、育児の不安を感じたら保健師にご相談ください。

# 2

## 子どもの健診・予防接種について

### ■乳幼児健診一覧

乳児一般健康診査（3～6か月、7～8か月、9～11か月）

4、7、12か月児健康相談

1歳6か月児健康診査（1歳6か月～1歳8か月）

2歳児歯科検診

3歳児健康診査（3歳6か月～3歳8か月）

4歳児視力検査

### ■予防接種について

子どもは発育とともに外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種は病気に対する免疫をつけ、子どもを感染症から守るために必要です。

#### ①定期予防接種一覧（予防接種法に基づくもの 無料）

医療機関での個別接種となります。※予診票は、保護者が医療機関へ予約したあと健康保険課でお渡しします。

ヒブ

小児用肺炎球菌

B型肝炎

四種混合～ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ

B C G

麻しん風疹混合（M R）

水痘（水ぼうそう）

日本脳炎

二種混合（D T）～ジフテリア・破傷風

ポリオ～不活化ポリオ

三種混合～ジフテリア・百日咳・破傷風

子宮頸がんワクチン（H P V）

厚生労働省からの通知により、ワクチンによる副反応について適切な情報提供ができるまでの間、子宮頸がんワクチン（H P V）の積極的な接種勧奨を差し控えることになりました。定期予防接種を中止するものではありませんので、希望する方は接種を受けられますが、ワクチンの有効性と副反応のリスクをご理解のうえ、予防接種をお受けください。接種を希望される方は、予診票を健康保険課窓口で発行しますので、母子健康手帳をお持ちください。

#### ②任意予防接種

町では、任意予防接種のロタウイルス、おたふくかぜ、子どものインフルエンザの予防接種についても助成を行っております。

##### ●ロタウイルス

ロタリックス	対象者	生後6週間以上24週までの者
	接種回数及び間隔	4週間隔で2回接種 1回目 生後20週までに接種 2回目 生後24週までに接種
ロタテック	対象者	生後6週間以上32週までの者
	接種回数及び間隔	4週間隔で3回接種 1回目 生後24週までに接種 2回目 生後28週までに接種 3回目 生後32週までに接種

##### ●おたふくかぜ

対象者	平成26年4月2日以降に出生した者
	※ただし、既におたふくかぜに罹患したことがある者は接種対象外。
接種回数及び間隔	1回目 生後12月から36月に達するまでに接種 2回目 1回目接種から2～4年の間隔をあけ、かつ7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の前日までに接種

##### ●子どものインフルエンザ

子どものインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

対象者	生後6か月～中学3年生
助成金額	3,000円を上限に助成 ※接種費用が助成金額以下の場合は、支払い金額が助成金額となります。
助成回数	13歳未満・・・・2回 13歳以上・・・・1回
助成対象接種期間	10月～1月
助成方法	契約医療機関に予診票を提出し、接種を行った方は、助成金額を差し引いた金額を直接医療機関でお支払いください。 契約医療機関以外で接種を行った方は、償還払いとなります。 (一旦、医療機関に接種料金を支払い、領収書を添付して健康保険課に申請してください。)

# 3

## 幼児教育・保育の無償化について

### 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無償になりました。併せて、本町独自の施策として保育所の3歳児から5歳児の給食費を無償といたしました。また、令和2年度から本町独自の施策として、町内在住の私立幼稚園等に通う園児の給食費の副食費の相当額（国が定める公定価格相当額）を上限として助成いたします。

### 制度の概要

#### ・幼稚園、保育所、認定こども園等

- ①3歳から5歳までの子どもたちの利用料が無償  
(一部の幼稚園については、月額上限25,700円までが無償です。)
- ②0歳から2歳までの子どもたちは、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償
- ③地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償



#### ・幼稚園の預かり保育

- ①無償化の対象は「保育を必要とする事由」に該当した場合
- ②利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（450円×利用日数）



#### ・認可外保育所等

- ①無償化の対象は「保育を必要とする事由」に該当した場合
- ②3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償
- ③一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象



#### ・就学前の障がい児の発達支援

- ①就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもたちの利用料が無償

**問合せ** 福祉課

# 4

## 保育所の概要

保育所は、保護者が働いているなど、家庭で保育ができない事情がある生後6か月～就学前の子どもを預かり保育する施設です。

### 入所について

#### 入所希望者

##### ●公立保育所

毎年、新年度分の入所受付を11月に行います。詳しくは広報でお知らせします。  
長南保育所 長南町長南759番地 電話：0475-46-0934  
※町内に私立の保育所はありません。

##### ●保育時間・延長保育

###### ◆保育標準時間認定の場合

月曜日～土曜日



###### ◆保育短時間認定の場合

月曜日～土曜日



※土曜日は自由保育となりますので、事前に保育所へ申込みが必要となります。

**問合せ** 福祉課

### 一時保育事業

保護者のパート就労や疾病、冠婚葬祭などで一時的に保育が必要となった子どもを一時的にお預かりします。  
※事前の申込みが必要です。

**問合せ** 長南保育所 電話：0475-46-0934

# 5 保育を必要とする事由について

## 保育所に入園、認可外保育所等の利用を希望する方

保育所に入園するには、保護者が次のいずれかの事由に該当する保育認定が必要です。また、認可外保育所等の利用について、無償化の対象となるには、同様の認定が必要です。

保育を必要とする事由	状況等
就労	1か月に60時間以上仕事をしている（60時間未満の場合、「求職活動」の扱いになります）
妊娠・出産	妊娠中又は出産後である ※出産予定月をはさんで、産前、産後各2か月の合計5か月。 出産が出産予定月と異なる場合、期間が変更となります。 ※期間満了後も引き続き保育所へ通う必要がある場合は、原則、異なる事由での再度の申込みが必要となります。
疾病・障がい	保護者が病気やケガ、心身に障がいを有する
介護・看護	長期にわたり病人や心身障害者の看護にあたっている
災害復旧	震災や風水害や火災などの災害のため、その復旧にあたっている
求職活動	求職活動をしている（※最長で3か月間のみ）
就学	学校に在学又は職業訓練等を受けている
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある
その他	町長が認める前各事由に類する状態にある場合

- ①発達等が気になる子どもの入園については、申込み時に相談してください。
- ②長期（1か月以上）にわたり登園できない（しない）場合には、事前にご相談ください。
- ③就労理由で入園しており、出産予定月をはさんで、産前、産後各2か月の合計5か月の間に退職もしくは転職した場合は、産後2か月で退園となります。その後も入園を希望される場合は、再度の申込みが必要となります。（産後3か月までの期間から仕事を開始する場合で、勤務証明書を産後1か月の月末までに提出された場合を除く。）
- ④就労をしていても、初めて申込みをする入園希望月が出産予定月をはさんで産前、産後2か月の合計5か月の期間の場合、保育の必要な事由は「妊娠、出産」となりますので、上記③と同様の取扱いとなります。



## 支給区分について

支給認定区分	年齢	利用できる施設	利用できる時間※
1号認定	3～5歳	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	教育標準時間（4時間）
2号認定	3～5歳	保育所 幼稚園 認定こども園（保育所部分）	保育標準時間（11時間）
			保育標準時間（8時間）
3号認定	0～2歳	保育所 幼稚園 認定こども園（保育所部分）	保育標準時間（11時間）
			保育標準時間（8時間）

※保育標準時間：

月120時間程度・週4日以上の就労等の事由により、1日あたり最長11時間の保育を必要とする場合

※保育短時間：

月60時間以上・週4日以上の就労等の事由により、1日あたり最長8時間の保育を必要とする場合

## 認定の有効期間について

支給認定区分	有効期間※	備考
1号認定	効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで	
2号認定	効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで	
3号認定	効力発生日から満3歳に達する日の前日まで	2号認定及び3号認定は、「保育を必要とする事由」により、有効期間が異なります。

## 保育所等の利用に関するQ&A



**Q1** 町に住所（住民票）がない場合でも申込みできますか？

町に転入予定の方は申込みできます。入園が決まった際には、入園日までに必ず町へ転入（住所移転）してください。

**Q2** 申込み前に保育所等の見学は必要ですか？

保育方針（内容）、立地、設備、周辺環境などは事前に確認されることをお勧めします。

**Q3** 年度途中で2歳になれば、2歳児の枠で利用調整しますか？

利用調整の年齢枠は、すべて年度当初4月1日時点の年齢で当てはめます。

**Q4** 申込み順が早い方が有利になりますか？

入園選考基準による指標を判断する場合に、申込み順は関係ありません。

**Q5** 令和元年10月1日からの無償化で、保育所等にかかる費用のすべてが無料になりますか？

●通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
●詳細は、福祉課にお問合せください。

**Q6** 無償化の対象となるには、所得制限はありますか。

●3歳から5歳児までは所得制限はありません。  
●ただし、0歳から2歳児については、住民税非課税世帯のみが対象になります。

**Q7** 保育を必要とする事由に該当しない場合（例：専業主婦家庭等）、どのような施設やサービスの利用が無償化の対象になりますか？

●3歳から5歳児について、幼稚園、認定こども園（教育標準時間（4時間）相当分）は無償化の対象となります。なお、この場合、預かり保育は無償化の対象となりません。  
●このほか、就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障害児施設）も無償化の対象となります。

**Q8** 就学前の障がい児の発達支援と幼稚園や認可保育所を併行通園している場合、両方も無償化の対象になりますか。

両方も無償化の対象となります。

## 6

## 放課後児童クラブについて

### 長南町放課後児童クラブについて

保護者等が就労等により昼間家庭にいない場合、小学生の子どもに放課後等の生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図ることを目的とした施設です。

**対象** 長南小学校在校の小学校1年生から6年生

**開所時間** 小学校下校時～18:30 長期休業日は7:30～18:30

**休所日** 土・日曜日、祝日、8月13日～8月15日、年末年始

**申込み** 毎年12月に福祉課で翌年度分の入所申込みを受け付けます。  
詳しくは、広報でお知らせしています。

**会場** 長南町放課後児童クラブ 長南町長南2060番地1

**問合せ** 福祉課

### ■負担金等

区分	利用月	金額（月額）	必要性
通年利用の場合	4月～3月まで (8月を除く)	10,000円／月	①就業、看護等により保護者が昼間不在となる家庭 ②保護者が家庭内で看護又は介護、保護者が自宅療養中である家庭 ③その他、町が特に必要と認めた場合
	8月	15,000円／月	
一時預かりの場合 ※月7日以内 (長期休業日等のみ利用の場合)	平日 (放課後～18:30)	500円／月	保護者の傷病、災害、出産、介護、不定期な就労等により緊急又は一時的に保育が困難な家庭
	長期休業日等期間 (7:30～18:30)	1,000円／月	

※傷害保険に加入するため、上記負担金に加え、保険料負担をしていただきます。

## 7

## 小・中学校の概要

## 入学について

入学する年の1月末までに町教育委員会から「入学通知書」を送ります。なお、小学校入学の場合は、前年の9月ごろに「就学時健康診断」の通知を送ります。  
※町外の小・中学校に通う場合は、学校教育課までご連絡ください。

**問合せ** 学校教育課

## 小学校スクールバスについて

小学校では、「登校時」「下校時」「部活動児童下校時」にスクールバスを運行しています。

**対象** 小学生全員

**料金** 無料

**申込み** 前年度の1月末日までに、スクールバス利用申請書を提出

**問合せ** 学校教育課

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

長南町は、小学校と地域が連携・協働して「ともに学ぼう」を合い言葉に、学校の目標やビジョンを共有し、地域と一緒に子どもたちを育む「地域とともにある学校」をめざしています。

読み聞かせや登下校の見守りなど、学校での多くの活動は、学校支援ボランティアの皆さんの支援により行われています。

**問合せ** 学校教育課



## 土曜補習塾について

小学校4・5・6年生を対象として、子どもたちの家庭学習の習慣化、基礎学力の向上を図ることを目的に開講しています。

**対象** 長南小学校4・5・6年生の希望者

**日時** 毎週土曜日 9:00～11:00（途中10分程度の休憩あり）  
※学校行事のある日は休講します。

**教科** 国語・算数

**教材** 国語・算数ドリル（統一教材）

**料金** 教材費は自己負担となります。

**申込み** 毎年4月の受付期間中に、教材費を添えて学校教育課へ提出

**会場** 長南町中央公民館 長南町長南2125番地

**問合せ** 学校教育課

## 就学援助制度について

経済的理由などで、小・中学校に就学することが困難な子どもや生徒（要保護・準要保護児童・生徒）のために、学用品費・給食費・修学旅行費などの援助を行う制度です。

- 対象**
1. 要保護（生活保護法による援助受給者）に準ずる程度に困窮している方
  2. 長い病気や突然的な事故などで収入が不安定な方
  3. その他の事情でお困りの方  
※学校（担任等）又は学校教育課へご相談ください。

**問合せ** 学校教育課

# 8

## 各種手当・助成・相談について

### ①児童手当

◇支給対象 0歳～中学校卒業まで（15歳になった後の最初の3月31日まで）

◇支給金額（月額：1人あたり）

		所得制限限度未満の方	所得制限限度以上の方
0～3歳未満		15,000円	子ども1人につき 5,000円
3歳～小学生	第1子 第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	
支給日		2～5月分	
		6～9月分	
		10～1月分	2月

※第3子のカウントは、18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある子どもの内で数えます。

●支給要件

- 原則として、子どもが日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、子どもと同居している方に優先的に支給します（単身赴任の場合を除く）。
- 児童福祉施設等に入所している子どもについても、施設の設置者等に支給します。
- 子どもを養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。

●申請・手続きの方法

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、福祉課（公務員の方は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要です。

●必要な添付書類等

- 印鑑（認印）
- 健康保険被保険者証の写し
- 申請者及び配偶者の個人番号
- 請求者の銀行等の口座番号（預金通帳の写し）
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

問合せ 福祉課



### ②子ども医療費助成

病気などで医療機関にかかった場合、医療費の自己負担分を助成します。

対象年齢	長南町に住所がある0歳～中学3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで） ※健康保険適用外の診療は、助成の対象にはなりません。
助成の対象となる医療	入院・通院・調剤
助成内容	交付されている受給券と健康保険証を医療機関窓口に掲示すると自己負担分の支払いが免除されます。
手続き	長南町に転入した場合や、新たに子どもが生まれた場合の届出の際に健康保険課に下記書類を提出し、受給券の申請をしてください。（再発行の手続きも同じです）
必要なもの	1. 子ども医療費助成申請書（健康保険課窓口に用意してあります） 2. 子どもの健康保険証の写し 3. 印鑑 4. 所得・課税証明書又は非課税証明書（町外から転入の場合）
申請期間	出生及び転入日より1ヶ月以内
問合せ	健康保険課

### ③各種事業一覧

出産祝金支給事業	新生児の誕生を祝福し、養育者に祝金を支給しています。 第1・2子・・・10万円 第3子以上・・・30万円 ※本町に3年以上定住する等の条件があります。
紙おむつ用ゴミ袋配布事業	紙おむつを使用する子育て家庭の経済的負担軽減のため紙おむつ用ゴミ袋を配布しています。 年間・・・50枚 対象の子ども：0歳～2歳
子育て交流館事業	子育て家庭を対象として気軽に利用できる子育て支援拠点として交流館を開設しています。 長南町給田498番地 電話：0475-36-6227 開館日：毎週火～土（年末年始休館） 10：00～16：00 利用料：無料 ※団体利用は事前予約が必要です。
問合せ	福祉課



### ③各種事業一覧 2

ひとり親家庭 医療費助成事業	ひとり親家庭の保護者と子ども等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成しています。 ※所得制限など制限があります。
母子家庭入学祝金 支給事業	母子家庭の子どもの町内小・中学校の入学に際し、その養育者に祝金を支給します。 ※居住要件等の制限があります。
チーパス事業	県内の妊娠している方と中学生まで子どものいる家庭に子育て家庭優待カード（チーパス）を配布しています。 ※チーパス協賛店で利用出来ます。
問合せ	福祉課

### ④各種相談窓口一覧

虐待防止	虐待かも？と思ったら児童相談所虐待対応ダイヤル 全国共通ダイヤル：189 番 ※お近くの児童相談所につながります。
長生健康福祉 センター	小児慢性特定疾患の医療費助成を行なっています。 また、家庭相談員が専門の立場から養育等の相談を受ける機関です。 電話：0475-22-5167
子どもの急病 電話相談	①局番なしの # 8000（プッシュ回線の固定電話・携帯電話） ②電話：043-242-9939（ダイアル回線、上記が利用できない場合） 受付時間：夜間 19 時から翌朝 6 時 ※緊急・重症の場合は迷わず「119」へ 子どもの救急 <a href="http://www.kodomo-qq.jp">http://www.kodomo-qq.jp</a>
中核地域生活支援 センター長生ひなた	福祉の総合相談、権利擁護、福祉サービス等の相談 電話：0475-22-7859
千葉いのちの電話	精神的危機に直面している人の相談 電話：043-227-3900
ママパパラインちば	子育ての悩みや不安の相談 電話：043-204-9390 毎週（金）10:00 ~ 16:00

## 障がいのある子どもの支援について



### ●各種手帳

#### 身体障害者手帳

事故や病気などで身体に障がいのある方に交付されます。この手帳を取得することにより、各種の援助や制度を利用することができます。

**対象** 視覚、聴覚、言語、肢体、心臓機能、腎臓、呼吸器  
膀胱、直腸、小腸、肝・免疫の機能に障がいのある方

#### 療育手帳

知能の発達に遅れのある方に、一貫した指導・相談を行うとともに各種サービスを受けやすくするために必要な手帳です。

**対象** 18歳以上は障害者相談センター、18歳未満は児童相談所において、  
知的障害や精神発達遅滞と判定された方です。

#### 精神障害者保健福祉手帳

ある一定程度の精神障害の状態にあることを認定する手帳で、2年ごとに更新が必要です。

### ●手当・助成 1

#### 特別児童扶養手当

在宅で生活している心身に障がいのある子ども（20歳未満）の父母又は養育者に対し支給される手当です。

<b>対象</b>	<b>1級</b> • 身体障害者手帳概ね 1 級・2 級及び 3 級の一部 • 療育手帳 A、A-1、A-2 • 精神障害により日常生活において常に他人の介助、保護を必要とする方 <b>2級</b> • 身体障害者手帳概ね 3 級の一部及び 4 級の一部 • 療育手帳 B-1 及び B-2 の一部 • 精神障害により他人の介助は必要としないが、日常生活が極めて困難な方
-----------	---



### ●手当・助成 2

#### 障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障害児に支給される手当です。所得制限があります。

##### 対象

- ・身体障害者手帳1級、2級の一部
- ・療育手帳A、A-1、A-2及びBの一部
- ・重度の知的障害、精神障害により日常生活の動作や行動が一人で困難な状態
- ・重篤な疾患により長期にわたり常時安静、就寝を要する状態  
※診断書の内容等により認定されない場合があります。

### ●公費負担医療 1

#### 自立支援医療（育成医療）

18歳未満の子どもで、現在身体に障がいがあるか、又は現に疾患があってそのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められる子どもで、手術などの外科的な治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が安易にできるようになると認められる場合に、その医療費の一部を町が負担します。一定所得以上の方は制度の対象外となります。

##### 医療の種類

肢体不自由、聴覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・咀しゃく障害、心臓障害（外科的治療）、腎臓障害、小腸機能障害、その他内臓障害、免役機能障害

#### 自立支援医療（精神通院医療）

##### 対象

精神疾患により、精神科等に通院されている方

##### 内容

指定医療機関において、通院による診療、投薬等を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。受給者には、有効期間が1年以内の受給者証が交付されます。



### ●公費負担医療 2

#### 重度心身障害児医療費の支給

重度心身障害児の医療費助成受給券と保険証と一緒に医療機関等へ提示していただくことにより、保険診療分を助成する制度です。ただし、いずれも一定の所得制限があります。なお、県外の医療機関を受診する場合は、受給券は使用できませんので、領収書と印鑑、個人番号カード等を持参して福祉課へ申請していただくことにより、後日助成いたします。

##### 対象者

身体障害者手帳1、2級  
療育手帳A、A-1、A-2

### ●生活支援

#### 日常生活用具の給付

日常生活用具を給付します。

##### 対象

身体障害者手帳を持っている方（障がいの種類等により制限があります。）

##### 日常生活用具の種類

訓練用ベッド、特殊マット、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、電気式たん吸引器、聴覚障害者用通信装置、ストマ用装具及び紙おむつ等一部を公費で負担する制度です。受給者には、有効期間が1年以内の受給者証が交付されます。

#### 他の障害福祉に関わるサービス

ホームヘルパーの派遣や移動（外出）支援などの地域生活支援事業、障害児施設への入・通所支援事業など様々なサービスがあります。

傷がいのある子どもの支援に対する問合せ 福祉課

